

- (2) 会合その他催物に関するもの
- (3) はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類
- (4) 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

○ 屋外広告物許可地域に関する申請

- ・屋外広告物許可地域において、広告物等の表示、設置、改造をしようとするとき

○ 次の基準及び当該地域に適用される景観育成基準に適合するときは許可する。

区分		基準		
		許可地域全域		都市計画区域以外の区域又は自然公園法若しくは長野県立自然公園条例に規定する自然公園の区域
建築物を利用した広告物等	屋上広告物	本体の高さ	13メートル以下	許可地域全域の基準のほか、次に掲げるもの 1 地色の彩度8以下 2 次に掲げるものは使用しないこと。 (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するもの
		建築物の高さに対する本体の高さの割合	建築物の高さの10分の6以下	
		その他	建築物から横にはみ出さないこと。	
	壁面広告物	表示面積	合計が広告物を表示する壁面の面積の10分の4以下	
	袖看板	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあつては、2.5メートル以上	
		壁面からの出幅	1.5メートル以下	
		道路上の出幅	1.0メートル以下	
		その他	壁面の上端を越えないこと。	
	地上に設置する広告物等	高さ	13メートル以下	
		表示面積	合計50平方メートル以下	
その他の広告物等		—		

○ 屋外広告物許可地域における許可については、次の手続が必要。

- ・許可を受けた者は、許可の有効期間満了の10日前までに許可の更新の申請。
- ・許可を受けた者は、許可を受けた広告物等を廃止したとき、または許可を受けた者の氏名、名称、住所に変更があつたときは、変更があつた日から10日以内に届出。
- ・許可を受けた者は、管理者を選任したときは、選任の日から10日以内に届出。
- ・許可を受けた者は、管理者の解任、管理者の氏名、名称、住所に変更があつたときは、10日以内に届出。
- ・許可を受けた者から譲渡、相続等により地位を承継した者は、承継の日から10日以内に届出。

屋外広告物特別規制地域（飯田市屋外広告物条例 第 11～12 条）

次に掲げる地域又は場所において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

地域の特性及び個性を生かした景観の育成又は風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所

名称	地域又は場所
川路地区屋外広告物特別規制地域	川路地区全域
都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域	都市計画道路羽場大瀬木線（以下「羽場大瀬木線」という。）の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大瀬木線から展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町 4 丁目 2182 番 5 及び同所 2230 番 43 から飯田市北方の区域に接するまでの区間両側 30 メートル以内の区域

- 屋外広告物特別規制地域の許可基準、適用除外等については、Ⅱ-2-8-川路-1、Ⅱ-2-8-鼎-1 を参照のこと。

○ 屋外広告物特別規制地域における許可については、次の手続が必要。

- ・ 許可を受けた者は、許可の有効期間満了の 10 日前までに許可の更新の申請。
- ・ 許可を受けた者は、許可を受けた広告物等を廃止したとき、または許可を受けた者の氏名、名称、住所に変更があったときは、変更があった日から 10 日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者は、管理者を選任したときは、選任の日から 10 日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者は、管理者の解任、管理者の氏名、名称、住所に変更があったときは、10 日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者から譲渡、相続等により地位を承継した者は、承継の日から 10 日以内に届出。

屋外広告物特別規制地域の指定について（平成 25 年 12 月 4 日指定）

I. 屋外広告物特別規制地域を指定する地域

「都市計画道路 羽場大瀬木線」の用地若しくは建設予定地又はこれに接続し、かつ、これから展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町 4 丁目 2182 番 5 及び同所 2230 番 43 から飯田市北方の区域に接するまでの区間の両側 30 メートル以内の地域

※屋外広告物特別規制地域に指定された地域において、広告物等を表示、設置又は改造（以下「表示等」という。）をしようとするときは、市長の許可が必要です。なお、許可については 3 年毎の更新が必要となります。

【許可が必要となるもの】

○自己用の広告物等で、表示面積の合計（当該敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計）が 15 平方メートルを超えるもの（中央自動車道の両側各 500 メートル以内で、中央自動車道から展望できる区域にあつては 10 平方メートルを超えるもの）。ただし、地上に設置する広告物等にあつては、高さ 4 メートルを超えるもの、又は道路境界線から 5 メートル以内において 1 面の表示面積が 3 平方メートル以上のもの

○自己用の広告物等以外のもの

※自己用の広告物等とは、「自己の事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示等をする広告物等」をいいます。

II. 許可の基準 ※ゴシック太字は I の区域において強化する基準

1. 次に掲げる広告物等でなければ、表示等を行うことができません。

- (1) **自己用の広告物等で、2 に掲げる基準に適合するもの**
- (2) **自己用の広告物等以外のもので、3 に掲げる基準に適合するもの**

2. 自己用の広告物等の基準

(1) 広告物等の形態意匠

ア 配置

- ・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。
- ・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。

イ 意匠等

- ・ 基調となる周辺景観に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。

ウ 材料

- ・ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとする。
- ・ 反射光のある素材を使用する場合は小規模のものとする。

エ 色 彩

【色 調】

- ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。

【色相・色数】

- ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。
- ・ 地色の色数を4以下とすること（全体の面積の10分の1以下の一の色（合計面積）を含まない）。

【彩 度】（マンセル表色系による彩度）

- ・ 地色の彩度8以下

【動光等】

- ・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること
- ・ 光源を用いた動画の面積の合計は、3㎡以下とすること

(2) 建築物又は工作物を利用した広告物等の規模等

ア 屋上広告物

【本体の高さ】

- ・ 建築物又は工作物からの高さ10メートル以下

【建築物又は工作物の高さに対する割合】

- ・ 建築物又は工作物の高さの10分の6以下

【その他】

- ・ 建築物又は工作物から横にはみ出さないこと。

イ 壁面広告物

【表示面積】

- ・ 合計面積が広告物を表示する壁面の面積の10分の3以下

ウ 袖看板

【下端の高さ】

- ・ 道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあつては2.5メートル以上

【壁面からの出幅】

- ・ 壁面から1.5メートル以下

【道路上の出幅】

- ・ 道路上の出幅1.0メートル以下

【その他】

- ・ 建築物又は工作物の壁面の上端を越えないこと。

(3) 地上に設置する広告物等

【高さ】

- ・ 地上からの高さ5メートル以下。ただし、道路境界線から5メートル以上後退したものは13メートル以下

【表示面積】

- ・ 1面の面積は3平方メートル以下。ただし、道路境界線から5メートル以上後退したものは1面25平方メートル以下

(4) 広告物等の面積

- ・ 広告物等の面積（当該敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計、又は自己の敷地以外において広告物等の表示等をする場合においては、50メートル以内に同一の者が表示等をする表示面積及び掲出面積の合計とする。）は、100平方メートル以下

(5) 広告物等の照明等

ア 周辺との調和

- ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物、工作物及びその他の物件並びに周辺自然景観との調和に留意すること。

イ 動光等と照明時間

- ・ 広告物等を照明する場合は、白色光を原則とし、動光、点滅、照度の変化その他の変化をしないこと。
- ・ 営業時間外は照明しないこと。

3. 自己用の広告物等以外のものの基準

○1面の表示面積1平方メートル以下

○表示面積の合計（自己の敷地以外において広告物等の表示等をする場合においては、50メートル以内に同一の者が表示等をする表示面積及び掲出面積の合計とする。）2平方メートル以下

○地上に設置する広告物等で、地上からの高さ2メートル以下

○電柱又は街路灯柱に表示等をするもので、飯田市屋外広告物条例施行規則第3条第1項に掲げるもの以外のもの

○中央自動車道の両側各500メートル以内で、中央自動車道から展望できる区域以外に表示等を行うもの

○その他上記2に掲げる基準に適合するもの

Ⅲ. 許可の有効期間

3年（はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

※許可又は更新の際には、所定の手数料が必要となります。

IV. 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、現に当該指定のあった地域に表示等を行っている広告物等を、引き続いて表示等をしておくことができる期間

5年（はり紙、はり札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

V. 適用除外となる広告物等（市長の許可を受けないで、表示等を行うことができる広告物等）

1. 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示等をするもの
2. 法令の規定により表示等を義務付けられたもの
3. 国又は地方公共団体が表示等をするもので、公益上必要と認められるもの
4. 自己用の広告物等で、次の(1)及び(2)に該当するもの
 - (1) 表示面積の合計（当該敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計）が15平方メートル以下（中央自動車道の両側各500メートル以内で、中央自動車道から展望できる区域にあっては10平方メートル以下）のもの。ただし、地上に設置する広告物等にあっては、地上からの高さ4メートル以下、又は道路境界線から5メートル以内のもので、1面の表示面積が3平方メートル未満のもの
 - (2) 当該表示する地域について適用される景観育成基準に適合するもの
5. 祭典その他年中行事等のためにするもの
6. 一時的又は仮設的なもので、表示期間並びに責任者の住所及び氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間が30日を超えないもの
7. 1から6までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの
 - (1) 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの
 - (2) 会合その他催物に関するもの
 - (3) はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類
 - (4) 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

VI. その他

1. 除却命令について

市長は、屋外広告物特別規制地域において、許可を受けないで広告物等の表示等をした者に対し、飯田市屋外広告物条例に基づき、広告物等の除却等を命ずることができます。

2. 罰則について

除却命令に違反した者や、市長の許可を受けないで広告物等の表示等をした者に対しては、飯田市屋外広告物条例により罰則が課せられます。

屋外広告物許可申請書等 様式一覧

【許可申請】

様式名	部数	備考
●案内広告物等表示（設置、改造）許可申請書（様式第2号）	3部	正本2部・副本
●広告物等表示（設置、改造）許可申請書（様式第5号）	3部	正本2部・副本
添付図書（申請書に同部添付）		
○形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面 （はり紙及びはり札にあつては、現物又は見本）		
○表示し、設置し、又は改造しようとする場所の付近の見取図		

【許可の更新申請】

様式名	部数	備考
●（案内用）広告物等表示（設置）許可更新申請書（様式第6号）	3部	正本2部・副本
●（一般用）広告物等表示（設置）許可更新申請書（様式第7号）	3部	正本2部・副本
添付図書（申請書に同部添付）		
○屋外広告物自己点検報告書（様式第8号）		
○広告物等の現況の写真		
○許可申請に必要とされている添付図書（変更に係る図書に限る。）		

【廃止等の届出】

様式名	部数	備考
●広告物等表示（設置）廃止届（様式第9号）	3部	正本2部・副本
●氏名等変更届（様式第10号）	2部	正本・副本
●管理者選任（解任・変更）届（様式第11号）	2部	正本・副本
●承継届（様式第12号）	2部	正本・副本

【報告書】

様式名	部数	備考
●報告書（様式第16号）	1部	

※上記様式は市ホームページ <http://www.city.iida.lg.jp/site/tochi/> からダウンロードできます。

(様式第2号) (第9条第1項関係)

案内広告物等表示(設置、改造)許可申請書

年 月 日

飯田市長

住 所

電話番号

氏 名

⑨

法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名

次のとおり広告物等を表示(設置、改造)するので、飯田市屋外広告物条例第8条第4号の規定により、申請します。

表示又は設置場所						
禁止地域の区分		・住居専用地域(条例第6条第1項第1号) ・道路等接続地域(条例第6条第1項第3号)				
広告物等の規模 ・色彩等		表示面積	最大の面1面	㎡		
			合 計	㎡		
		地上からの高さ	m	地色の彩度		
		下端の高さ		m		
		道路上の出幅		m		
		反射光のある素材の有無		有 無		
		動光・点滅照明・ネオン等の有無		有 無		
		案内地点又は施設数				
		個 数				
表示又は設置期間		年 月 日から 年 月 日まで				
管理者又は管理予定者	住 所					
	氏 名		電話番号			
工事施工者	住 所					
	氏 名		電話番号			
工事完了予定日		年 月 日				

(備考) 下端の高さ及び道路上の出幅欄は、袖看板の場合のみ記入してください。

添付図書

(1)形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面(はり紙及びはり札にあっては、現物又は見本)

(2)表示し、設置し、又は改造しようとする場所の付近の見取図

は、3年を超えない範囲内で規則で定める期間）とする。 4 前条第4号の許可には、当該地域又は場所における良好な景観若しくは風致の維持若しくは公衆に対する危害防止のために必要な限度において、条件を付することができる。 5 市長は、前条第4号の規定による許可をしたときは、その者に対し、許可証を交付しなければならない。ただし、はり紙、はり紙その他規則で定める広告物等については、当該広告物等に許可済印を押すことをもって、これに代えることができる。	項において同じ。）の規則で定める広告物等は、はり紙、はり紙、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンとする。 3 条例第9条第3項の規則で定める期間は、6月とする。 4 条例第9条第5項（条例第10条第3項、第12条第4項及び第14条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による許可証は、屋外広告物許可証（様式第3号）とし、同項ただし書に規定する許可済印は、屋外広告物許可済印（様式第4号）とする。 5 条例第9条第5項ただし書の規則で定める広告物等は、次に掲げる広告物等とする。 (1) 広告旗、立看板その他これらに類するもので、これらに許可証を付けることにより許可済印を押すことがその形態意匠により合理的なもの (2) 前号に掲げるもののほか、許可済印を押すことが合理的なもの (屋外広告物許可地域) 第11条 条例第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、広告物等表示（設置、改造）許可申請書（様式第5号）の正本2部及び副本に、第9条第1項各号に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。 2 条例第10条第1項第1号の規則で定める地域は、別表第2のとおりとする。 3 条例第10条第1項第2号の規則で定める地域又は場所は、別表第3のとおりとする。 4 条例第10条第2項の規則で定める基準は、別表第4及び当該地域に適用される景観育成基準とする。 5 第9条第2項の規定は、条例第10条第2項の規定による許可をした場合について準用する。 (第6条第1項、第7条第1項、第10条第2項及び第4項参照)
は、3年を超えない範囲内で規則で定める期間）とする。 4 前条第4号の許可には、当該地域又は場所における良好な景観若しくは風致の維持若しくは公衆に対する危害防止のために必要な限度において、条件を付することができる。 5 市長は、前条第4号の規定による許可をしたときは、その者に対し、許可証を交付しなければならない。ただし、はり紙、はり紙その他規則で定める広告物等については、当該広告物等に許可済印を押すことをもって、これに代えることができる。	6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を当該許可に係る広告物等に付けて表示しておかなければならない。 (屋外広告物許可地域) 第10条 次に掲げる地域又は場所（第6条第1項各号に掲げる地域又は場所及び次条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域を除く。）において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。 (1) 第6条第1項各号に掲げる地域若しくは場所の周辺又はこれらから展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域 (2) 前号に掲げるもののほか、良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして規則で定める地域又は場所 2 市長は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。 3 第6条第2項の規定は、第1項各号に規定する地域又は場所の指定、指定の解除及びその区域の変更並びに前項に規定する基準の決定及び変更

について、第7条の規定は第1項各号に規定する地域又は場所の指定及びその区域の拡張があつた場合について、前条第3項から第6項までの規定は第1項の許可について、それぞれ準用する。この場合において、第7条中「住居専用地域の決定若しくは変更（拡張の場合に限る。）又は前条第1項第2号から第5号まで」とあるのは「第10条第1項各号」と、「当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張」とあるのは「当該指定又は区域の拡張」と読み替えるものとする。 4 次に掲げる広告物等については、第1項の規定は、適用しない。 (1) 第4条第3項第1号、第2号及び第8条第2号に掲げるもの (2) 第8条第3号アからオまでに掲げるもので、規則で定めるもの	(3) 第1項各号に掲げる地域又は場所において、表示し、設置し、又は改造するもので、規則で定めるもの 第3節 屋外広告物特別規制地域 (指定) 第11条 市長は、地域の特性及び個性を生かした景観の育成又は風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所を、屋外広告物特別規制地域として指定することができる。 2 前項の指定は、あらかじめ、市民及び当該地域又は場所に関係を有する者の意見を求めるために必要な措置を講じるとともに、当該地域又は場所に係る地域協議会及び審議会の意見を聴いて、規則で定めて行うものとする。 3 前2項の規定は、屋外広告物特別規制地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。 (許可等) 第12条 屋外広告物特別規制地域において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可
6 条例第10条第4項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。 (1) 自己用広告物については、表示面積の合計15平方メートル以下のもの（当該地域について適用される景観育成基準に適合するものに限る。） (2) 第8条第2号、第3号、及び第5号に掲げるもの (3) 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置するものについては、条例第10条第1項の規定により定めた地域（飯田市景観計画に定める地域に限る。）内における第3条第1項第2号に規定する巻付広告以外の巻付広告	第3節 屋外広告物特別規制地域 (屋外広告物特別規制地域) 第11条の2 条例第11条第2項の規定による屋外広告物特別規制地域の指定並びに条例第12条第2項の規則で定める基準、同条第3項の規則で定める期間（条例第14条第2項の規定により準用する場合を含む。）、同条第5項の規則で定める期間及び同条第6項第2号の規則で定めるものは、別表第5及び別表第5の2のとおりとする。 2 条例第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、広告物等表示（設置、改造）許可申請書（様式第5号）の正本2部及び副本に、第9

別表第5の2（第11条の2関係）

都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域

1 地域の指定

都市計画道路羽場大瀬木線（以下「羽場大瀬木線」という。）の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大瀬木線から展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町4丁目2182番5及び同所2230番43から飯田市の北方の区域に接するまでの区間の両側30メートル以内の区域を屋外広告物特別規制地域に指定する。

2 許可の基準（許可の更新を含む。）

都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域における許可の基準は、次の(1)又は(2)の広告物等の区分に従い、当該(1)又は(2)に掲げる基準及び表示する地域について適用される景観育成基準（(1)又は(2)に掲げるものを除く。）に適合するものであることとする。

(1) 自己用の広告物等の基準

ア 広告物等の表示面積は、別表第1の高速自動車国道中央自動車道西宮線に係る区域にあっては、合計10平方メートル以下とすること。

イ 地上に設置する広告物等で、次の(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(ア)及び(イ)に規定するもの

- (ア) 高さ 地上からの高さを5メートル以下とすること。ただし、道路境界線から5メートル以上後退したものは地上からの高さを13メートル以下とすること。
- (イ) 表示面積 1面3平方メートル以下とすること。ただし、道路境界線から5メートル以上後退したものは1面25平方メートル以下とすること。

と。

(2) 自己用の広告物等以外のものの基準

ア 1面の表示面積は1平方メートル以下とすること。

イ 表示面積の合計（自己の敷地以外において広告物等を表示し、又は掲出する場合には、50メートル以内に同一の者が表示し、又は掲出する広告物等の表示面積及び掲出面積の合計とする。）は2平方メートル以下とすること。

ウ 地上に設置する広告物等は、地上からの高さを2メートル以下とすること。

エ 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置する広告物等は、第3条第1項に掲げるもの以外のものでなければならないこと。

オ 別表第1の高速自動車国道中央自動車道西宮線に係る区域において表示し、又は設置するものでないこと。

3 許可の有効期限

3年（貼り紙、貼り札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

4 屋外広告物特別規制地域の指定があった際、現に当該指定に係る地域又は場所に掲示され、又は設置されている広告物等を引き続き表示し、又は設置しておくことができる期間

5年（貼り紙、貼り札、広告旗、立看板類、広告幕類及びアドバルーンにあっては6月）

5 適用除外となる広告物等

次の(1)から(5)までのいずれかに該当するものとする。

(1) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの

(2) 自己用の広告物等で、次のア及びイに該当するもの

- ア 次の(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(ア)及び(イ)に規定するもの
(ア) 地上に設置する広告物等 次のaからcまでのいずれにも該当するもの
 a 表示面積の合計（自己の敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計をいう。）が15平方メートル以下（別表第1の高速自動車国道中央自動車道西宮線に係る区域にあっては合計10平方メートル以下）のもの
 b 地上からの高さが4メートル以下のもの
 c 道路境界線から5メートル以内に設置するものについては、1面の表示面積が3平方メートル未満のもの
イ (イ)に掲げる広告物等以外 (ア) aに規定するもの
 イ 2の(1)に掲げる基準及び表示する地域について適用される景観育成基準（2の(1)に掲げる基準に相当するものを除く。）に適合するもの
(3) 祭典その他慣例上使用するもので、祭典その他年中行事等のためにするもの
(4) 一時的又は仮設的なものであって、表示期間並びに責任者の住所及び氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示し、かつ、表示期間が30日を超えないもの
(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの
ア 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの
イ 会合その他催物に関するもの
ウ 貼り紙、貼り札、立看板、広告旗及び広告幕類
エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

飯 田 市 土 地 利 用 基 本 方 針

飯 田 市

（当初 平成 19 年 7 月 1 日施行）

（変更 平成 25 年 1 2 月 4 日施行）

はじめに・・・1

第1編 飯田市土地利用基本方針

第1章 土地利用基本方針の策定・・・1

1. 目的
2. 土地利用に関する基本指針
3. 基本方針の位置づけ
4. 基本方針の役割と策定の意義
5. 対象区域と計画期間
6. 基本方針の構成

第2章 飯田市の土地利用を取り巻く状況・・・6

第3章 飯田市の特性と地域別概要・・・7

第1節 飯田市の主な特性と個性

第2節 地域別の概要

第4章 飯田市における主要課題・・・12

飯田市を取り巻く前提条件（時代の転換期）

1. 人口減少時代の到来と成熟社会への移行
2. 前提条件を踏まえた主要課題

第2編 市全域の都市づくりの構想

第1章 都市づくりの理念と目標・・・17

1. 都市づくりの理念
2. 目指す都市の姿
3. 都市づくりの目標

第2章 将来都市構造・・・21

1. 持続可能な都市構造への転換
2. 都市構造の基本的な考え方
3. 拠点集約連携型都市構造の推進
4. 都市構造の形成に関する方針

第3章 都市の整備に関する方針・・・25

第1節 市全域に対する土地利用の方針

1. 都市計画区域及び準都市計画区域に関する方針
2. 特定の開発行為等における基準と手続
3. サーチライト等の使用規制

第2節 都市計画区域内における適正な都市的土地利用の誘導

1. 区域区分の決定
2. 用途地域
3. 特別用途地区
4. 特定用途制限地域
5. 高度地区及び景観法による高さの制限

- 第4章 竜丘地区・・・82
 - 第1節 地域土地利用方針
- 第5章 松尾地区・・・84
 - 第1節 地域土地利用方針
- 第6章 鼎地区・・・88
 - 第1節 地域土地利用方針

飯田市土地利用基本方針 変更の経過

変更箇所	施行日
第2編 市全域の都市づくりの構想 第3章 都市の整備に関する方針 第1節 市全域に対する土地利用の方針 1. 都市計画区域及び準都市計画区域に関する方針	平成20年1月1日
第2編 市全域の都市づくりの構想 第4章 都市施設の整備方針 第5節 住宅の整備方針	平成20年4月1日
第4編 地域土地利用方針 第1章 山本地区 第1節 地域土地利用方針	平成20年8月11日
第4編 地域土地利用方針 第2章 川路地区 第1節 地域土地利用方針	平成20年10月1日
第4編 地域土地利用方針 第3章 座光寺地区 第1節 地域土地利用方針 第2節 地域土地利用計画 第4章 竜丘地区 第1節 地域土地利用方針	平成21年10月1日
第2編 市全域の都市づくりの構想 第4章 都市施設の整備方針 第1節 交通施設の整備方針 3. 公共交通	平成22年4月1日
第4編 地域土地利用方針 第5章 松尾地区 第1節 地域土地利用方針	平成23年1月11日
第4編 地域土地利用方針 第3章 座光寺地区 第1節 地域土地利用方針 4 地域づくりの方針 第5章 松尾地区 第1節 地域土地利用方針 4 地域づくりの方針	平成24年6月11日
第1編 飯田市土地利用基本方針 第2章 飯田市の土地利用を取り巻く状況 第3章 飯田市の特性と地域別概要 第2節 地域別の概要 第2編 市全域の都市づくりの構想 第2章 将来都市構造 3. 拠点集約連携型都市構造の推進 4. 都市構造の形成に関する方針 第3章 都市の整備に関する方針 第4章 都市施設の整備方針 第1節 交通施設の整備方針 1. 都市計画道路	平成25年7月1日

第5章 防災都市づくり 第8章 自然的環境の整備と保全の方針 第3編 土地利用基本方針の実現に向けて 第4章 国際化に対応したまちづくり 国際化の進展と対応	
第4編 地域土地利用方針 第6章 鼎地区 第1節 地域土地利用方針	平成 25 年 12 月 4 日

はじめに

平成16年12月から、市は、総合的な土地利用計画を策定するため、山本、伊賀良、鼎地区をモデル3地区として、地区住民の参加を得て、土地利用計画策定地区懇談会を開催しました。

平成17年度からは、市内全20地区において同様の懇談会を開催するとともに、市全域について議論いただく土地利用計画策定市民会議を開催し、貴重なご意見をいただいております。

この地区懇談会と市民会議は、平成19年まであしかけ4年に渡り行われ、実に延2,500余名の市民の皆様が土地利用に関する計画の策定に携わっていただきました。

平成18年6月には、これらのご意見を基に策定された市域における土地の利用に関する基本的な方向性を定める「国土利用計画・第2次飯田市計画」が議会において議決され、同年8月に施行されました。

この土地利用基本方針は、本年4月に施行された飯田市自治基本条例の精神を尊重するとともに、地域自治区の設置など当市における新時代の地方自治の枠組みがスタートするのに呼応して、第5次基本構想基本計画の実現や次代を担う人材の育成に関して定めた地育力向上連携システム推進計画などの諸計画について、その推進を根底から支えるための土地利用の基本的な方針として、市民の皆様から寄せられた1万余という多くのご意見を基に策定されたものです。

第1編 飯田市土地利用基本方針

第1章 土地利用基本方針の策定

1. 目的

この土地利用基本方針（以下「基本方針」という。）は、市全域及び各地域の将来像とその実現に向けた土地利用の方針を定めることにより、まちづくり・地域づくりの方向性を明らかにするとともに、市民と市が当市の目指すべき姿を共有して、地域の特性や個性に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進することを目的とします。

2. 土地利用に関する基本指針

土地は私有財産ですが周辺の土地と一体となって高い公共性を有しており、周辺環境への配慮や一定のルールのもとに行われる個々の土地の利用が地域全体の生活価値の向上につながります。そのため、土地の利用のあり方については、地域の総意をもって行うことが大切です。

この基本方針を策定するにあたって、飯田市の土地を利用する全ての人々が互いに協力して土地という資源を資産にかえていけるよう、飯田市土地利用基本条例の基本理念及び基本原則に基づき、土地利用に関する基本的な指針を次のとおり定めます。

（1）地域の主体的な取り組みによる土地利用

土地は、人々の生活とあらゆる生産活動の基盤であり、このことにより、土地は、人を介して社会性を有しています。

土地の利用については、資産となる土地を介して利用する「人」を中心に考え、この基本方針の目的の実現に向けて地域が主体的に取り組むことを基本とします。

（2）相互連携による地域づくり

市民が、土地という資源を合理的かつ集団的に利用し、土地利用の方向性を共有し、地域住民、事業者、市などが互いに協力、連携した地域づくりを推進します。

第6章 鼎地区

第1節 地域土地利用方針

1 地域土地利用方針の名称

鼎地域土地利用方針

2 地域土地利用方針の土地の区域

鼎地区全域

3 目指すべき地域づくりの目標

(1) 地域づくりの目標

第3次鼎地区基本構想・基本計画（2009～2018年度）に示されている今後の鼎のありたい姿の実現のため、鼎の地域で暮らす人、働く人、学ぶ人、訪れる人、鼎に関わる人たちの市民の視点で、つくりたい、参加したい、力を合わせたい、声をかけたい、そうした「まちづくり」を考え、融合と心の豊かさ・人生の豊かさを味わえる地域づくりを目指します。

(2) 目指す地域の姿

「豊かで潤いのある元気な鼎 ～かなえよう住みよいまち かなえたい心安らぐまち～」

4 地域づくりの方針

(1) 地域の土地の利用に関する方針

鼎地区は、中心市街地と松川をはさんで位置する地区で、松川に沿って東西に長く平坦な土地が続き、ものづくりと住民活動の盛んな地域として発展してきました。

松川の清流や妙琴公園といった身近な自然環境に恵まれ、商・工・住の都市的土地利用が中心となっていますが、近年、国道153号バイパスや羽場坂中村線、飯田下山線などの道路網が整備された結果、特に鼎名古熊・鼎一色地区のバイパス沿道では、ロードサイドショップや共同住宅等の宅地開発が急激に進み、様相が一変しています。

今後、都市計画道路羽場大瀬木線や県道青木東鼎線などの幹線道路が整備されることにより、その沿道では農地の宅地化をはじめ様々な土地利用が生じることが予想されます。地域住民にとって住みやすく心安らぐ地域づくりを目指し、周辺環境と調和した秩序ある土地利用が求められています。

こうした中で、鼎地区では都市計画の用途地域の見直しや用途地域の指定がない区域における土地利用に関する協議を進めており、地域と連携してそれぞれの課題に応じた土地利用の方向性を示し、その具体化に向け取り組みます。

(2) 地域の景観の育成に関する方針

市街化が進行している鼎地区にあっては、よりよい住環境の形成に必要な景観育成に取り組む必要があります。国道153号バイパスが縦断する鼎名古熊地区では、美しく潤いのあるまちを目指し、景観形成住民協定を締結して生活環境や景観、自然に配慮したまちづくりに取り組むことにより、住みよい環境を守り育んできました。

地域間をつなぐ幹線道路の開通は、沿道における開発動向の活発化をもたらし、周辺の土地利用と景観に大きな影響を与えることが想定されますが、今後の土地利用に関す

る検討との調整を図りながら、住環境や田園景観と調和した良好な景観が求められています。

① 基本的な方針

○目指すべき地域づくりの目標の実現

沿道周辺の住環境を保全し、豊かで潤いのある景観を育成していくため、今後の土地利用に関する検討との調整を図りながら、住みやすく心安らぐ地域づくり、住環境づくりに向けた景観の育成を推進します。そのため、地域景観計画を策定します。

② 具体的な内容

○屋外広告物特別規制地域の指定

地域をつなぐ幹線道路である都市計画道路羽場大瀬木線、地域の骨格である県道青木東鼎線については、交通量も多く屋外広告物等の設置需要が一定程度見込まれることから、沿道とその周辺の住環境や景観に影響を与えることが予想されます。

このため、都市計画道路羽場大瀬木線沿道地域を屋外広告物特別規制地域に指定し、許可基準を定めることとします。

また、県道青木東鼎線沿道地域においても、開通を見据えて、屋外広告物など地域の良好な景観の育成に向けた検討を支援し、その具体化に向け取り組みます。

飯 田 市 景 観 計 画

平成 19 年 10 月 1 日公表
平成 20 年 1 月 1 日発効
(平成 25 年 12 月 4 日変更)

飯 田 市

飯田市景観計画 目次

第1編 景観計画に関する基本的事項

第1章 目的・・・p. 1

1. 目的
2. 用語の定義

第2章 景観の育成に関する基本指針・・・p. 1

1. 社会共通の資産
2. 多様性の発揮
3. 地域の活性化
4. 自然と文化
5. 新たな景観の育成

第3章 景観特性・個性・・・p. 2

1. 市域の景観特性
2. 類型ごとの景観特性と目標

第4章 多様な主体の役割・・・p. 3

1. 市民
2. 土地所有者
3. 事業者
4. 設計者・施工者等
5. 地域
6. 市

第5章 施策の推進に関する基本方針・・・p. 4

第1節 個性を生かした景観の育成・・・p. 4

1. 地域主体の景観の育成と持続性
2. 活動団体の育成と支援
3. 情報の開示と一体的な取り組み
4. 地域の特性・個性に応じた規制・誘導

第2節 特性を生かした景観の育成・・・p. 5

1. 総合的な土地利用計画との調和
2. 緑と水辺の整備・保全
3. 自然及び文化を生かした景観の育成
4. 新たな景観の育成
5. 中心市街地の景観の育成

第3節 公共事業・・・p. 7

第4節 広域的な景観の育成・・・p. 7

第5節 補完制度の活用・・・p. 7

第2編 飯田市景観計画（法定事項）・・・p. 8

1. 景観計画区域
2. 景観の育成に関する方針

3. 届出対象行為と行為の制限
4. 開発行為の制限
5. 屋外広告物の表示及び掲出に関する行為の制限
6. 景観重要建造物の指定の方針
7. 景観重要樹木の指定の方針
8. 景観重要公共施設の整備に関する事項
9. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

第3編 景観の育成の方策・・・p.12

1. 地域の活動主体の支援
2. 土地の有効利用
3. 緩やかな景観の育成
4. 情報の開示と一体的な取組
5. 景観資源の調査と公表
6. 市民参加
7. 普及・啓発
8. 専門家の活用と人材の育成
9. 土地利用計画審議会
10. 景観の育成のための総合的な制度の運用

第4編 地域景観計画

- 第1章 川路地区・・・p.16
- 第2章 座光寺地区・・・p.18
- 第3章 竜丘地区・・・p.20
- 第4章 松尾地区・・・p.22
- 第5章 鼎地区・・・p.23

飯田市景観育成基準・・・p.25

1. 地域区分
2. 共通事項（別表1、2、3及び3の2に共通する事項）

別表 1

普通地域における行為の基準（屋外広告物を除く）・・・p.26

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更
2. 条例で定める行為

別表 2

開発行為に関する基準・・・p.33

別表 3

普通地域における広告物等に関する基準・・・p.35

別表 3の2

屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等 . . . p.38

別表

沿道地域の指定 . . . p.41

別表 4

景観育成特定地区における広告物等に関する基準 . . . p.43

1. 川路地区

2. 竜丘地区

3. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域

飯田市景観計画図 . . . p.49

川路地域景観計画図 . . . p.50

座光寺地域景観計画図 . . . p.51

竜丘地域景観計画図 . . . p.52

松尾地域景観計画図 . . . p.53

鼎地域景観計画図 . . . p.54

飯田市景観計画 変更の経過

変更箇所	施行日
第2編 飯田市景観計画（法定事項） 5. 屋外広告物の表示及び掲出に関する行為の制限 別表3の2 屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等	平成20年4月1日
第4編 地域景観計画 第1章 川路地区 別表3の2 屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等 【屋外広告物の表示等の制限（屋外広告物許可地域等）】 2 屋外広告物特別規制地域	平成20年10月1日
別表4 景観育成特定地区における広告物等に関する基準 1. 川路地区	
第4編 地域景観計画 第2章 座光寺地区 第3章 竜丘地区 別表4 景観育成特定地区における広告物等に関する基準 2. 竜丘地区	平成21年10月1日
第4編 地域景観計画 第2章 座光寺地区 4 景観育成の方針 5 地域の特性及び個性を生かした景観の育成に必要な事項 第4章 松尾地区	
第1編 景観計画に関する基本的事項 第3章 景観特性・個性 2. 類型ごとの景観特性と目標 第5章 施策の推進に関する基本方針 第2節 特性を生かした景観の育成 4. 新たな景観の育成 第4節 広域的な景観の育成 第3編 景観の育成の方策 2. 土地の有効利用	平成25年7月1日
第4編 地域景観計画 第5章 鼎地区 別表3の2 屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等 屋外広告物の表示等の制限（屋外広告物許可地域等）】 2 屋外広告物特別規制地域 別表4 景観育成特定地区における広告物等に関する基準 3. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域	平成25年12月4日

第1編 景観計画に関する基本的事項

第1章 目的

1. 目的

美しく豊かな私たちの景観は、先人たちにより営々と育まれてきたものであり、現在及び将来この郷に暮らす人々の心豊かな生活を実現するため、その整備と保全を積極的に図り、次世代へと引き継ぐことを目的として本計画を定めます。

2. 用語の定義

「景観の育成」とは、景観法で用いる良好な景観を形成することのほか、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮しながら、良好な景観を次世代に引き継ぐよう、これを誇りと愛着をもって育むことをいいます。

第2章 景観の育成に関する基本指針（飯田市景観条例第3条関係）

1. 社会共通の資産

私たちの美しく豊かな景観は、潤いのある心豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることから、私たちの共通の資産として誇りと愛着をもって育み、次世代に引き継ぐものとします。

2. 多様性の発揮

私たちの美しく豊かな景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の日々の営みとの調和によって育まれたものであり、その優れた点は多様性にあることから、地域の特性及び個性に配慮し、地域の意向を踏まえ、多様な主体の参加によって景観の育成に取り組みます。

3. 地域の活性化

私たちの美しく豊かな景観は、観光その他の地域間交流の促進に大きな役割を担うことから、地域の活性化に資するよう、住む人、訪れる人、その他この郷に関わるすべての人々が一体となった景観の育成に取り組みます。

4. 自然と文化

私たちの美しく豊かな景観は、私たちの自然、歴史、文化等に根ざした日々の生活や経済活動等により育まれてきたものであることから、適正な土地利用計画に即して、自然的特性の保全と文化的個性の継承を図ります。

5. 新たな景観の育成

景観の育成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、地域の特性と個性に応じた良好な景観を新たに創出することを含むものであることから、地域の魅力をさらに高めるために、地域が一体となって取り組みます。

第2編 飯田市景観計画(法定事項)

1. 景観計画区域（景観法（第2編において「法」という。）第8条第2項第1号関係）

景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は、市全域とします。

2. 景観の育成に関する方針（法第8条第3項関係）

景観計画区域における景観の育成に関する方針は、第1編の景観計画に関する基本的事項に即して、次のとおりとします。

（1）景観育成特定地区

【指定】

景観計画区域のうち、次の地区について、景観育成特定地区として個別に指定します。

ア 現にある良好な景観を保全すべき重要な地区

イ 飯田市緑の育成条例による緑地保全配慮地区及び準緑地保全配慮地区並びに緑化推進重点地区及び準緑化推進重点地区

ウ 屋外広告物及びこれを掲出する物件に関して、地区ごとに特別に基準を定めることにより、当該地区の特性及び個性を生かした景観の育成を積極的に図る必要がある地区

エ 法令又は条例の規定により指定された地区又はその周辺の地域であって、特別に基準を定めることにより、当該地区の指定要件とされた特性及び個性を生かした景観を育成すべき地区

オ 地区ごとに独自の基準を定めることにより、当該地区の特性及び個性を生かした景観の育成を積極的に図る必要がある地区

【指定の方針】

指定にあたっては、その地区の特性や個性に配慮し、地域ごとに次の事項を定めます。

また、指定する区域については、本景観計画の変更として地域景観計画に追加策定します。

ア 景観育成特定地区の名称及び区域

イ 地区が育成すべき景観の目標

ウ 景観を育成するための方針

エ 行為の制限に関する事項

オ その他景観の育成のために必要な事項

（2）景観重要公共施設

法第8条第2項第4号ロの規定に基づき景観の育成に重要な影響を与える特定公共施設※を、関係行政機関との協議のうえ景観重要公共施設※として指定し、その整備に努めます。

※ 「特定公共施設」とは：景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園などの公共施設をいいます。

※ 「景観重要公共施設」とは：景観の育成に重要な特定公共施設の管理者と協議して、その整備に関する事項を景観計画に位置づけたものです。管理者は、この計画に基づき整備を行うことになります。

（3）景観協議会

法第15条の規定に基づく景観協議会は、景観の育成に重要な役割を担うことから、多様な主体の参加を得て、次の目的別に協議会を設置します。

ア 飯田市景観協議会：市域に1機関設置して、市域全域又は地域を超えた広域における景観の育成を担います。

イ 地域景観協議会：地域ごとに設置し、地域景観計画の策定等地域の特性や個性に応じた景観の育成を担います。

ウ 目的別景観協議会：景観重要公共施設の指定やその整備に関する事項の策定など目的別の景観の育成を担います。

(4) 景観重要建造物及び景観重要樹木

【指定】

地域の景観上の特徴を有し、良好な景観の育成に不可欠な建造物や樹木であり、かつ、公共の場所から公衆によって容易に望見されるものを、法第 19 条第 1 項の規定に基づき景観重要建造物として指定し、又は法第 28 条第 1 項の規定に基づき景観重要樹木として指定し、その維持、保全及び継承に努めます。

なお、指定にあたっては所有者の意見を聴くこととします。

【管理】

景観重要建造物及び景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の管理について、必要があると認めるときは、法第 36 条第 1 項の規定に基づき所有者と管理協定を締結して、その維持、保全及び継承に努めます。

管理にあたっては、条例で定める管理の基準に従って管理し、管理委託にあたっては、当該景観重要建造物等に関係が深い景観整備機構が行うこととします。

(5) 景観協定

法第 81 条第 1 項の規定による景観協定は、地域の特性や個性に応じた景観の育成を進めるうえで最も有効な手段であることから、その締結について支援し、情報の開示及び共有化を進めます。

(6) 景観整備機構

景観に関する専門家の育成及び指導を行うほか、法第 93 条の規定に基づく業務を行い、地域の景観の育成を支援するため、地域に根ざした景観整備機構の育成及び支援に努めます。

3. 届出対象行為と行為の制限（法第 8 条第 2 項第 2 号関係）

(1) 届出対象行為

法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げるもののほか、同項第 4 号の規定により条例で定める行為は、次のとおりとします。

ア 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

イ 木竹の植栽（届出を要する新築等や土地の形質の変更等に伴うものに限る。）又は伐採

ウ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

エ 水面の埋立て又は干拓

オ 特定照明※

※ 「特定照明」とは：夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明をいいます。

(2) 行為の制限（飯田市景観育成基準）

【措置の基準】

法第 16 条第 3 項及び第 6 項並びに条例第 10 条第 2 項の規定による措置の基準は、普通地域（景観育成特定地区以外の景観計画区域をいう。以下同じ。）にあつては、別表 1 のとおりとします。

【規制の基準】

法第 17 条第 1 項の規定による規制の基準は、普通地域にあつては、別表 1 第 1 のとおりとします。

4. 開発行為の制限（法第8条第2項第2号関係）

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為の制限は、景観法施行令第5条第2号の規定に沿い別表2のとおり定め、一部は「土地の形質の変更」として第3による届出対象行為の基準とされるほか、都市計画法第33条第5項の規定により、同法第33条の開発許可の基準として飯田市都市計画法施行条例で定めるものとします。

5. 屋外広告物の表示及び掲出に関する行為の制限（法第8条第2項第4号イ関係）

（1）屋外広告物に関する制限

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「広告物等」という。）については、景観の育成の方針との調和が保たれたものとします。

広告物等に関する行為の制限に関する事項は、全市域を対象に、普通地域にあつては、別表3のとおりとします。

また、屋外広告物法の規定に基づき、禁止屋外広告物、屋外広告物表示禁止物件、屋外広告物禁止地域、屋外広告物許可地域及び屋外広告物特別規制地域について、別表3の2のとおりとし、飯田市屋外広告物条例で定めるものとします。

（2）飯田市屋外広告物条例に基づく規制・誘導

屋外広告物法第6条の規定により、（1）の事項を条例で規制・誘導するため、屋外広告物禁止地域、屋外広告物許可地域及び屋外広告物特別規制地域にあつては許可制度を、その他の地域にあつては届出制度を制定します。

6. 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

第2に定める景観の育成に関する方針に基づき、景観計画区域の景観の育成に資するものを次により指定します。

なお、指定にあつては、指定しようとする物件がある土地の区域に係る地域協議会及び土地利用計画審議会の意見を聴き、必要に応じて専門家等の意見を聴くものとします。

- （1）地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、当該建造物の外観が有しているものであること。
- （2）景観の育成の観点から指定するものであり、当該建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものでないこと。
- （3）新しい建造物、新たな文化を創造する地域を象徴する建造物や人々に親しまれる建造物等についても積極的に対象とすること。
- （4）建造物の敷地、建造物周辺の樹木や付属物等が当該建造物と一体となって良好な景観を構成している場合にあつては、それらを含め一体として対象とすること。

7. 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

第2に定める景観の育成に関する方針に基づき、景観計画区域の景観の育成に資するものを次により指定します。

なお、指定にあつては、指定しようとする樹木がある土地の区域に係る地域協議会及び土地利用計画審議会の意見を聴き、必要に応じて専門家等の意見を聴くものとします。

- （1）地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、当該樹木の樹容が有しているものであること。

- (2) 景観の育成の観点から指定するものであり、当該樹木自体の歴史的価値や文化的価値を問うものでないこと。
- (3) 新たな景観を創造することが望まれる地域におけるシンボルとなる樹木等についても積極的に対象とすること。

8. 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号ロ関係）

景観の育成に重要な特定公共施設について、地域の意向に基づき、目的別景観協議会を組織し、これを管理する機関との協議が整い次第、景観重要公共施設として指定し、地域の景観の育成の先導的役割を担います。

9. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項（法第8条第2項第4号ニ関係）

(1) 景観との調和の確保

農山村地域においては、地形的条件を生かし、地域の気候風土に適した農林業を営む中で、個性ある美しい農山村景観が守られてきました。このため、地域の特性に配慮しながら景観との調和のとれた良好な営農条件を確保することを目的として計画を策定します。

(2) 多面的機能・多様性の尊重

農山村地域における農林地は、農林産物の生産の場であるとともに、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、歴史・文化の伝承、景観の育成等の多面的な機能を発揮してきたことを踏まえ、それぞれの地域の特性や個性に応じて策定するものとします。

(3) 観光・交流資源としての景観

良好な農山村の景観は、グリーン・ツーリズム※などの観光資源でもあります。美しい景観を求めて農山村を訪れる都市住民との交流が農林業に携わる人々の生きがいや生産活動の向上につながるものであることを踏まえて策定するものとします。

※ 「グリーン・ツーリズム（green tourism）」とは：農山村地域において、自然・文化、農林業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。

(4) 地域一丸となった土地の有効利用

遊休農林地や耕作（施業）放棄地が良好な景観に与える影響は少なくありません。このため、法第56条の規定による勧告等の制度のほか、まちづくり委員会等を中心に、地域が一丸となった土地の有効利用を図ります。

第5章 鼎地区

1 地域景観計画の名称

鼎地域景観計画

2 地域景観計画の土地の区域

鼎地区全域

3 景観育成の目標

鼎地区では、国道 153 号バイパス開通後、ロードサイドショップの進出や共同住宅等の建設などの開発が急激に進んでいます。バイパスが縦断する鼎名古熊地区は、こうした環境の変化に対応し調和のとれた発展と美しく潤いのある豊かなまちづくりを実現していくため、景観形成住民協定を締結して、住みよい景観の育成に自主的に取り組んでいます。

今後、幹線道路の整備が進み、景観にもその影響が及ぶことが想定されるため、適正な土地利用計画と相互の理解に基づき、幹線道路の沿道とそこから広がる豊かな田園景観や自然環境との調和を図ることにより、地域住民にとって住みやすく心の安らぎが感じられる景観の育成を目指します。

4 景観育成の方針

鼎地区は、松川右岸の河岸段丘や鎮守の森といった特徴的な緑の景観を有し、松川の清流や妙琴公園など身近にあって自然に親しめる環境に恵まれています。

今後、地域間をつなぐ幹線道路である都市計画道路羽場大瀬木線、地域の骨格である県道青木東鼎線が整備されることにより、その沿道を中心に様々な土地利用が生じ、良好な住環境に求められる景観にも大きな影響を与えることが想定されます。

今後の土地利用に関する検討との調整を図りながら、豊かで潤いのある住環境づくりに向けた良好な景観の育成が求められています。

①基本的な方針

○景観育成の目標の実現

沿道とその周辺の環境が調和した良好な景観を育成していくため、地域、事業者、行政が互いに協力して考え、守り、共有できるよう、地域が育成すべき景観について検討し、その実現に向けて取り組みます。

また、地域の特性に応じたきめ細かな景観の育成を進めるために、景観形成住民協定など地域住民の自主的な活動を支援します。

②具体的な内容

○屋外広告物に関する制限

都市計画道路羽場大瀬木線は、交通量が一定程度見込まれることから、開発動向が高まり、屋外広告物の設置などが沿道の景観に影響を及ぼすことも予想されるため、まずは都市計画道路羽場大瀬木線沿道地域で屋外広告物に関する制限を強化します。

また、県道青木東鼎線沿道地域においても、開通を見据えて、地域の良好な景観の育成に向けた検討を支援し、その具体化に向け取り組みます。

5 景観の育成のための行為の制限に関する事項

鼎地区における都市計画道路羽場大瀬木線の沿道を飯田市景観条例第4条第4項の規定による景観育成特定地区に定めるとともに、飯田市屋外広告物条例第11条に規定する屋外広告物特別規制地域に指定します。

当該屋外広告物特別規制地域における広告物等に関する行為の制限に関する事項は、都市計画道路羽場大瀬木線沿道景観育成特定地区として別表4のとおりとします。

飯田市景観育成基準

1. 地域区分

(1) 中心市街地

土地利用基本条例第8条第3項第1号アの市街地形成地域のうち準防火地域内（飯田都市計画における準防火地域内（緑の環境保全地域を除く。以下（5）までに同じ。）

(2) 沿道地域

一般国道及びこれらに準ずる道路の両側30メートルの地域で指定する地域

(3) 周辺市街地

土地利用基本条例第8条第3項第1号アの市街地形成地域のうち準防火地域を除く地域（飯田都市計画における用途地域内のうち準防火地域を除く地域）

(4) 都市の田園

土地利用基本条例第8条第3項第1号イの農村集落地域及び同号エの土地利用誘導地域のうち都市計画区域内の地域（飯田都市計画区域内の用途地域の指定のない地域）

(5) 田園地域

土地利用基本条例第8条第3項第1号イの農村集落地域及び同号エの土地利用誘導地域のうち都市計画区域外の地域（飯田都市計画区域外）

(6) 山地・高原

土地利用基本条例第8条第3項第1号ウの緑の環境保全地域（（1）～（5）に掲げる地域を除く地域）

2. 共通事項

(1) 市の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、道路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。

ア. 良好な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないように努めること。

イ. ランドマーク等への眺望を阻害することがないように努めること。

ウ. 沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること。

(2) 潤いのある良好な空間をつくるため、緑化にあたっては、既存の樹木を極力生かし、大径木や良好な樹木を活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や地域の自然植生を考慮した樹種を選定するなど、地域の特性を生かしたものとし、周辺の景観と調和するよう努めること。

(3) 建築物の建築、工作物の設置、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいので、このような行為を行うにあたっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、次のとおりとする。

ア. 広域的な観点から景観に与える影響に配慮するとともに、地域の景観の育成に寄与するよう配慮すること。

イ. 威圧感や殺風景な印象を与えないよう配慮するとともに、屋上設備や広告物等付帯設備を含め全体としてまとまりのある景観の育成に配慮すること。

ウ. 建築物が連坦する地域にあつては、まち並みという連続した空間の一部であることを認識し、一体性の確保に配慮すること。

(4) 沿道で行う行為については、沿道地域の基準に適合するほか、その沿道地域が接する周辺地域の基準に配慮するよう努めること。

別表 1

普通地域における行為の基準（屋外広告物を除く）

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

（●は適用を示す）

行 為 の 基 準		中心市街地	沿道地域	周辺市街地	都市の田園	田園地域	山地・高原
ア. 配 置	(ア) 道路後退						
	・ 周辺の壁面線とあわせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。	●					
	・ 特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。		●				
	・ 道路からできるだけ後退し、道路側に空き地を確保するよう努めること。			●	●	●	
	・ 道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めること。						●
	(イ) 隣地後退						
	・ 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。	●					
	・ 隣地の境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。		●	●	●	●	●
イ. 規 模	(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。	●	●	●	●	●	●
	(エ) 眺望の確保						
	・ 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。	●	●	●	●	●	
	・ 地域の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とし、稜線や斜面上部への配置はできるだけさけること。						●
	(オ) 門又は塀を設置する場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。	●	●	●	●	●	●
	(ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。	●	●	●	●	●	●
	(イ) 高さ						
	・ 高さは周辺の町並みとしての連続性に配慮するとともに、高層による圧迫感を生じないように努めること。	●					
	・ 高層の場合は、空地を十分とり圧迫感等を生じないように努めること。		●	●			
	・ 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。				●	●	

	高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるように努め、樹高以上になる場合には周辺景観と調和するように形態等に特に配慮すること。						●
ウ. 形態意匠	(ア) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりある形態とすること。 (イ) 調和 - 周辺の建築物等との調和に努めること。 - 背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 - 背景のスカイライン及び田園の広がりには調和する形態とすること。 - 周辺の山並みと調和する形態とすること。 (ウ) 勾配屋根 - 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。 - 屋根は原則として勾配屋根で、勾配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。ただし、規模が大きいこと等によりその処理が困難なときは、軒等の高さを持つ樹木の建築物等の周辺への植栽、又は建物上部の意匠等に配慮すること。 - 屋根は原則として勾配屋根で、適当な軒の出を有するものとし、勾配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。ただし、規模が大きいこと等によりその処理が困難なときは、軒等の高さを持つ樹木の建築物等の周辺への植栽、又は建物上部の意匠等に配慮すること。 (エ) 周辺の伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、又は取り入れた意匠とするように努めること。 (オ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 (カ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 (キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 (ク) 屋外設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 (ケ) 非常階段、パイプ等附帯設備や附帯の広告物及び照明等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。	●	●	●	●	●	●
		●		●			
			●	●			
					●	●	
							●
		●					
			●	●			
					●	●	●
		●	●	●	●	●	●
		●	●	●	●	●	●
		●	●	●	●	●	●
		●	●	●	●	●	●
		●	●	●	●	●	●

エ. 材 料	(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用い、不朽又は汚損した材料を用いないこと。 (イ) 反射光のある素材 - 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。 - 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。 - 反射光のある素材を壁面に使用することは避けること。 (ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	●	●	●	●	●	●
オ. 色 彩	(ア) 色 調 - けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 - けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 - けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。 - けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 (イ) 色 数 - 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 - 使用する色数を少なくするよう努めること。	●	●	●	●	●	●
カ. 建築物の高 さの最高限 度	- 建築物の高さ（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 6 号の規定による建築物の高さ。以下同じ。）の最高限度は 31 メートルとすること。ただし、都市計画決定されたもの、又は良好な景観の育成に支障を及ぼすおそれがないもの若しくは公益上やむを得ないものについては、この限りでない。 - 建築物の高さの最高限度は 20 メートルとすること。ただし、都市計画決定されたもの、又は良好な景観の育成に支障を及ぼすおそれがないもの若しくは公益上やむを得ないものについては、この限りでない。 - 建築物の高さの最高限度を 15 メートルとすること。ただし、良好な景観の育成に支障を及ぼすおそれがないもの又は公益上やむを得ないものについては、この限りでない。	●	●	●	●	●	●

キ. 擁 壁 (開発行為 又は土地の 形質の変更 に係るもの に限る。)	(ア) 擁壁（小段等によって上下に分離された擁壁は、一の擁壁とみなす。）の高さの最高限度は4メートルとし、擁壁の長さが 30 メートルを超える場合にあっては高さ3メートル以下とするよう努めること。ただし、擁壁の前面に植樹（概ね擁壁の高さ以上に生育する樹種で、擁壁の高さの2分の1以上の樹高のものに限る。）をして景観上の措置を講じるもの若しくは植栽を施す擁壁又は擁壁（道路境界線又は隣地境界線に接して設けるものに限る。）の面を平滑にしないための措置を講じた擁壁とする等、良好な景観の形成が図られる措置を講ずる場合は、この限りでない。 (イ) 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺景観との調和を図ること。	●	●	●	●	●	●
---	---	---	---	---	---	---	---

2. 条例で定める行為

(●は適用を示す)

行 為 の 基 準		中心市街地	沿道地域	周辺市街地	都市の田園	田園地域	山地・高原
ア. 土地の形質の変更 (土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)	(ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配又は緑化等により景観への影響を緩和すること。 (イ) 切土又は盛土によって生ずる法（小段等によって上下に分離された法がある場合は、その上下の法を一体のものとし、法の長さが 30 メートルを超える場合にあっては高さ3メートル以下とするよう努めること。ただし、法面に植樹するもの、若しくは法の前面に植樹（概ね法の高さ以上に生育する樹種で、法の高さの2分の1以上の樹高のものに限る。）するもので、良好な景観の形成が図られる措置を講ずる場合は、この限りでない。 (ウ) 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。	●	●	●	●	●	●

	(エ) 木竹の保全 木竹の保全が行われる土地の面積の最低限度は、次に定めるところによるものとする。ただし、樹木の集団の保全が行われるべき土地に代わる土地における移植又は植樹の措置を講ずる場合、又は土地の形質の変更後の地貌が道路その他の公共の場所から容易に望見できない場合にあっては、この限りでない。 ① 飯田市緑の育成条例第10条第1項に規定する緑地保全配慮地区又は同条例第12条第1項に規定する準緑地保全配慮地区の土地の区域に存する高さが5メートル以上の健全な樹木の集団を土地の形質を変更する区域に含む場合にあっては、当該樹木の集団の面積が土地の形質を変更する区域の面積の60パーセント未満の場合はその樹木の集団の全てを、それ以外の場合は土地の形質を変更する区域の面積の60パーセントに相当する面積の樹木の集団を保全するよう努めること。 ② ①に規定する土地の区域以外の土地の区域であって、地上1.5メートルにおける幹周り1.5メートルを超える健全な樹木若しくは高さが10メートル以上の健全な樹木の集団を土地の形質の変更をする区域に含む場合にあっては、当該樹木の集団の面積が土地の形質を変更する土地の面積の25パーセント未満の場合はその樹木の集団の全てを、それ以外の場合は土地の形質を変更する土地の面積の25パーセントに相当する面積の樹木の集団を保全するよう努めること。 (オ) 木竹の植栽 土地の形質を変更する土地が、飯田市緑の育成条例第23条第1項に規定する緑化推進重点地区又は第24条第1項に規定する準緑化推進重点地区（以下「緑化推進重点地区等」という。）の土地であるときは、適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度は、緑化推進重点地区等の土地の面積に対し、25パーセント又は飯田市緑の育成条例第4条第1項に規定する緑の基本計画において定める緑化率のいずれか少ない比率に相当する土地の面積とするよう努めること。ただし、土地の区画形質を変更する土地の面積が1,000平方メートル未満である場合、又は土地の形質の変更後の地貌が道路その他の公共の場所から容易に望見できない場合にあっては、この限りでない。	●	●	●	●	●	●
--	---	---	---	---	---	---	---

イ. 土石の採取 及び鉱物の 掘採 (採取等の 方法、採取 等後の緑化 等)	(ア) 周辺から目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 (イ) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。	●	●	●	●	●	●
ウ. 木竹の植栽 又は伐採	【植 栽】 (ア) 敷地境界には樹木等を活用し、周辺景観に調和するよう配慮すること。 (イ) 周辺の建築物等と比べて突出する規模の建築物等にあつては、建物周りの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 (ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路その他の公共の場所又は公衆が容易に立ち入ることができる場所からの景観に配慮した周囲の緑化に努めること。 (エ) 樹 種 ・ 植栽する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・ 植栽する樹種は周辺の樹林等周辺景観と調和するものとする。 (オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 【木竹の伐採】 (ア) 周辺景観への影響を考慮すること。 (イ) 皆伐はできるだけ避けるとともに、地上より 1.5 メートルの高さにおける幹周り 1.5 メートルを超える樹木、高さ 10 メートル以上かつ樹冠が 10 メートルを超える樹木の伐採は避けること。 (ウ) 道路から公衆によって容易に望見できる木竹等の集団は、切り倒した木竹を放置する等の著しく不良な景観とならないようにすること。 (エ) 伐採を行った後は、その周辺の景観が良好に維持できるように、植栽等の代替措置を講ずること。	●	●	●	●	●	●

エ. 屋外における 土石、廃 棄物、再生 資源その他 の物件の堆 積	(ア) 物件を積み上げる場合は、高さをできるだけ低くする とともに、整然と、かつ垂直に積み上げることを避けて 威圧感のないようにすること。	●	●	●	●	●	●
	(イ) 道路から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の 実施、木塀の設置等周辺の景観に調和する仕様となるよ う努めること。	●	●	●	●	●	●
オ. 水面・湿地 等の埋立て 又は干拓	(ア) 埋立て後の土地は、植栽等緑化措置をするなど周辺景 観への配慮をすること。	●	●	●	●	●	●
	(イ) 護岸は出来るだけ石材等の自然素材を用いること。	●	●	●	●	●	●
	(ウ) 必要により生物の生育環境に配慮し、護岸は水辺に親 しめる形態とするなど親水性のある形態とするよう配慮 すること。	●	●	●	●	●	●
	(エ) 法面が生じる場合は芝又は植栽等の緑化措置をするこ と。	●	●	●	●	●	●
カ. 特定照明	(ア) 周辺の建築物、工作物及びその他の物件並びに周辺の 自然環境への影響が最小限となるよう留意すること。	●	●	●	●	●	●
	(イ) 白色光（自然光）を原則とすること。	●	●	●	●	●	●
	(ウ) 動光、点滅、照度の変化その他の変化をしないこと。	●	●	●	●	●	●
	(エ) 照明時間帯						
	・ 営業時間外は照明しないこと。		●	●			
	・ 22 時以降は照明しないこと。				●	●	●
	(オ) 照明する箇所の面積の合計						
	・ 300 平方メートルを超えないこと。		●	●			
	・ 150 平方メートルを超えないこと。				●	●	●

別表 2

開発行為に関する基準

(●は適用を示す)

開 発 行 為 の 基 準		中心市街地	沿道地域	周辺市街地	都市の田園	田園地域	山地・高原
ア. 法の高さ及び植栽等	(ア) 高さの最高限度 ・ 主として建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、切土又は盛土によって生じる法（小段等によって上下に分離された法がある場合は、その上下の法を一体のものとし、法の長さが30メートルを超える場合にあっては高さ3メートルとすること。ただし、良好な景観の形成が図られるものとして定める措置を講じる場合にあっては、この限りでない。 (良好な景観の形成が図られるものとして定める措置) ① 法面に植樹するもの ② 法の前面に植樹するもの（概ね法の高さ以上に生育する樹種で、法の高さの2分の1以上の樹高のものに限る。）	●	●	●	●	●	●
	(イ) 植栽等 ・ 大規模な法面をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配又は緑化等により景観への影響の緩和に努めること。	●	●	●	●	●	●
	・ 法の高さが1.5メートルを超える法の法面は、緑化をすること。	●	●	●	●	●	●
イ. 最低敷地面積	・ 主として複数の一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、用途地域の定められている土地の区域においては200平方メートル、その他の土地の区域においては300平方メートルとすること。	●	●	●	●	●	●
ウ. 木竹の保全	(ア) 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用に努めること。	●	●	●	●	●	●
	(イ) 主として建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、木竹の保全が行われる土地の面積の最低限度は、次に定めるところによるものとすること。ただし、良好な景観の形成が図られるものとして定める措置を講じる場合、又は開発行為後の地貌が道路その他の公共の場所から容易に望見できない場合にあっては、この限りでない。 (良好な景観の形成が図られるものとして定める措置)	●	●	●	●	●	●

	① 樹木の集団の保全が行われるべき土地に代わる土地における移植又は植樹 (ア) 飯田市緑の育成条例第10条第1項に規定する緑地保全配慮地区又は同条例第12条第1項に規定する準緑地保全配慮地区の土地の区域に存する高さが5メートル以上の健全な樹木の集団を開発区域に含む場合にあっては、当該樹木の集団の面積が開発区域の面積の60パーセント未満の場合はその樹木の集団の全てを、それ以外の場合は開発区域の面積の60パーセントに相当する面積の樹木の集団を保全すること。 (イ) (ア)に規定する土地の区域以外の土地の区域であって、地上1.5メートルにおける幹周り1.5メートルを超える健全な樹木又は高さが10メートル以上の健全な樹木の集団を開発区域に含む場合にあっては、当該樹木の集団の面積が開発区域の面積の25パーセント未満の場合はその樹木の集団の全てを、それ以外の場合は開発区域の面積の25パーセントに相当する面積の樹木の集団を保全すること。						
エ. 木竹の植栽	・ 主として建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為であって、当該開発区域の土地が、飯田市緑の育成条例第23条第1項に規定する緑化推進重点地区又は第24条第1項に規定する準緑化推進重点地区（以下「緑化推進重点地区等」という。）の土地であるものに限り、適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度は、緑化推進重点地区等に含まれる開発区域の土地の面積に対し、25パーセント又は飯田市緑の育成条例第4条第1項に規定する緑の基本計画において定める緑化率のいずれか少ない比率に相当する土地の面積とすること。ただし、開発行為後の地貌が道路その他の公共の場所から容易に望見できない場合にあっては、この限りでない。	●	●	●	●	●	●

別表 3

普通地域における広告物等に関する基準

(●は適用を示す)

行 為 の 基 準		中心市街地	沿道地域	周辺市街地	都市の田園	田園地域	山地・高原
ア. 広告物等の 形態意匠	(ア) 配 置						
	・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。	●	●	●	●	●	●
	・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。	●	●	●	●	●	●
	(イ) 意匠等						
	・ 基調となる周辺景観に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。	●	●	●	●	●	●
	(ウ) 材 料						
	・ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとする。	●	●	●	●	●	●
	・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	●					
	・ 反射光のある素材を使用する場合は小規模のものとする。		●	●			
	・ 反射光のある素材は使用しないこと。				●	●	●
	(エ) 色 彩						
	【色 調】						
	・ けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	●					
	・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。		●	●			
	・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や緑地の景観と調和した色調とすること。				●	●	
	・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然環境と調和した色調とすること。						●
	【色相・色数】						
	・ 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	●					
	・ 使用する色数を少なくするよう努めること。		●	●	●	●	●
	・ 地色の色数を4以下とすること。(全体の面積の10分の1以下の一の色(合計面積)を含まない)		●	●	●		
	・ 地色の色数を3以下とすること。(全体の面積の10					●	●

	分の1以下の一の色（合計面積）を含まない） 【彩 度】（マンセル表色系による彩度） ・ 地色の彩度10以下 ・ 地色の彩度8以下 【動光等】 ・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。 ・ 光源を用いた動画の面積の合計は、3平方メートル以下とすること。 ・ 動光、点滅、ネオン、照度及び色相等の変化をするものその他これらに類するものを避けること。	●	●	●	●	●	●
イ. 建築物又は 工作物を利用した 広告物等の規模等	(ア) 屋上広告物 【本体の高さ】 ・ 建築物又は工作物よりの高さ13メートル以下 ・ 建築物又は工作物よりの高さ10メートル以下 ・ 建築物又は工作物よりの高さ5メートル以下 【建築物又は工作物の高さに対する割合】 建築物又は工作物の高さの10分の6以下 【その他】 建築物又は工作物から横にはみ出さないこと。 (イ) 壁面広告物 【表示面積】 ・ 合計面積が広告物等を表示する壁面の面積の10分の4以下 ・ 合計面積が広告物を表示する壁面の面積の10分の3以下 ・ 合計面積が広告物を表示する壁面の面積の10分の2以下 (ウ) 袖看板 【下端の高さ】 道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあつては2.5メートル以上 【壁面からの出幅】 壁面より1.5メートル以下 【道路上の出幅】 道路上の出幅1.0メートル以下 【その他】 建築物又は工作物の壁面の上端を越えないこと。	●	●	●	●	●	●

ウ. 地上に設置 する広告物 等	【高さ】 ・ 地上よりの高さ 15 メートル以下、自己用の広告物以外のものにあつては 5 メートル以下（地上面は、広告物又はこれを掲出する物件が地盤面と接する高さをいい、盛り上げた地面を除く。以下同じ。） ・ 地上よりの高さ 13 メートル以下、自己用の広告物以外のものにあつては 5 メートル以下 ・ 地上よりの高さ 8 メートル以下、自己用の広告物以外のものにあつては 5 メートル以下 【掲出面積】 ・ 合計 50 平方メートル以下 ・ 合計 50 平方メートル以下、自己用の広告物以外のものにあつては 15 平方メートル以下 ・ 合計 50 平方メートル以下、自己用の広告物以外のものにあつては 15 平方メートル以下かつ一の広告物につき 8 平方メートル（一の広告物の最大見つけ面積による。）以下	●					
エ. 広告物等の 面積	・ 広告物等の面積（当該敷地における広告物等の表示面積及び掲出面積の合計、又は自己の敷地以外において広告物等を表示若しくは掲出する場合においては、50 メートル以内に同一の者が表示若しくは掲出する表示面積及び掲出面積の合計とする。以下同じ。）は、100 平方メートル以下、自己用の広告物等以外のものにあつては 50 平方メートル以下 ・ 広告物等の面積は、75 平方メートル以下、自己用の広告物等以外のものにあつては 50 平方メートル以下 ・ 広告物等の面積は、50 平方メートル以下	●	●	●			
オ. 広告物等へ の外部から の照明等	（ア）周辺との調和 ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物、工作物及びその他の物件並びに周辺自然景観との調和に留意すること。 （イ）動光等と照明時間 ・ 広告物等を照明する場合は、白色光を原則とし、動光、点滅、照度の変化その他の変化をしないこと。 ・ 広告物等を照明する場合は、白色光を原則とし、動光、点滅、照度の変化その他の変化をしないこと。 ・ 営業時間外は照明しないこと。	●	●	●	●	●	●
		●	●	●	●	●	●

別表 3の2

屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等

【屋外広告物表示禁止物件】

屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止する物件（屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項関係）

- (1) 橋りょう
- (2) 街路樹、路傍樹並びに道路上のさく及び駒止
- (3) 銅像及び記念碑
- (4) 消火栓、防火水槽、警鐘台その他の消防の用に供する施設
- (5) 公衆電話ボックス
- (6) 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設
- (7) 電柱及び街路灯柱（一定の広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。）
- (8) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物、同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木及び飯田市景観条例第 26 条第 1 項の規定により指定された景観資産（一定の広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観又は風致を維持するために特に必要がある物件

【屋外広告物の表示の方法等の基準】

良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な屋外広告物の表示の方法の基準若しくは掲出物件の設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準（法第 5 条関係）

- 1 屋外広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及びその維持の基準
 - (1) 保安上使用する場合を除き、地色に彩度 15 未満の色を使用していること。
 - (2) 保安上使用する場合を除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用していないこと。
 - (3) 汚染し、たい色し、はく離し、又は破損していないこと。
 - (4) 屋外広告物を表示しない面を望見し得る場合にあっては、その面が塗装されていること。
 - (5) その他、一定の基準
- 2 屋外広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法及び維持の基準
 - (1) 1 の(3)に掲げる基準
 - (2) その他、一定の基準

【屋外広告物禁止地域】

良好な景観又は風致を維持するために必要な屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止する地域又は場所（法第 3 条第 1 項関係）

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
- (2) 都市計画法第 2 章の規定により定められた景観地区のうち、一定の地域
- (3) 道路（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条に規定する道路をいう。）、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、一定の地域（従前の屋外広告物条例施行規則（平成 6 年長野県規則第 25 号）別表第 2 に掲げる次の地域を含むものとする。）

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	左記の道路の両側各 500 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の区間	両側各 500 メートル以内
飯田市道山本 98 号線	飯田市道 2－31 観音沢線との交差点から飯田市道山本 184 号線との交差点まで	飯田市道山本 184 号線との交差点に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田市道 1－40 大明神横線	飯田市道山本 184 号線との交差点から飯田市道 1－36 請地線との交差点まで	飯田市道 1－36 請地線との交差点に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田市道伊賀良 514 号線	飯田市道 1－36 請地線との交差点から飯田市道県 278 号線との交差点まで	飯田市道県 278 号線との交差点に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田市道県 370 号線	飯田市道 1－27 大休妙琴線との交差点から飯田市道県 278 号線との交差点まで	飯田市道県 278 号線との交差点に向かって左側 100 メートル以内及び右側 500 メートル以内
一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道	左記の道路の両側各 500 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から天龍峡インターチェンジまでの区間	両側各 500 メートル以内

(4) 次に掲げる地域又は場所のうち、一定の地域又は場所

ア 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）の規定に基づく市民緑地又は飯田市緑の育成条例（平成 19 年飯田市条例第 42 号）の規定に基づく緑地保全配慮地区、準緑地保全配慮地区若しくは市民緑地

イ 市民農園整備促進法（平成 2 年法律第 44 号）の規定に基づく市民農園の区域

ウ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定に基づき指定され、登録され、又は選定された建造物又は史跡名勝天然記念物

エ 文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）の規定に基づき指定された建造物の周囲の地域又は長野県史跡名勝天然記念物の地域

オ 飯田市文化財保護条例（昭和 41 年飯田市条例第 33 号）の規定に基づき指定された建造物の周囲の地域、飯田市史跡の地域、飯田市名勝の地域又は飯田市文化的景観の地域

カ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の規定に基づき指定された保安林のある地域

キ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）の規定に基づき自然公園の地域又は長野県自然環境保全条例（昭和 46 年長野県条例第 35 号）の規定に基づき指定された郷土環境保全地域若しくは飯田市環境保全条例（昭和 49 年飯田市条例第 10 号）の規定に基づき指定された保全地区

(5) その他、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要がある地域又は場所

【屋外広告物の表示等の制限（屋外広告物許可地域等）】

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を受ける必要があるもの（法第4条関係）

1 屋外広告物許可地域

次に掲げる地域又は場所において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 屋外広告物禁止地域の周辺又はこれらから展望できる範囲の地域のうち、一定の地域（従前の屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）別表第3に掲げる次の地域を含むものとする。）

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	左記の道路の両側各1,000メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の区間	両側各1,000メートル以内
一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道	左記の道路の両側各1,000メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から天龍峡インターチェンジまでの区間	両側各1,000メートル以内

- (2) その他、良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要がある地域又は場所（従前の屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）別表4に掲げる次の場所を含むものとする。）

種類及び名称	区間	範囲
飯田駅前広場	中央通り線（昭和54年長野県告示第743号に告示された飯田都市計画道路3・4・7中央通り線）の起点付近	約8,590平方メートルの広場及びこれに接続する20メートル以内

2 屋外広告物特別規制地域

次に掲げる地域又は場所において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

地域の特性及び個性を生かした景観の育成又は風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所

名称	地域又は場所
川路地区屋外広告物特別規制地域	川路地区全域
都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域	都市計画道路羽場大瀬木線（以下「羽場大瀬木線」という。）の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大瀬木線から展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町4丁目2182番5及び同所2230番43から飯田市北方の区域に接するまでの区間の両側30メートル以内の区域

別表

沿道地域の指定

飯田市景観育成基準の１．地域区分（２）沿道地域として指定する地域は次のとおりとする。

(２) 沿道地域	種類及び名称	区間
	(ア) 国道 153 号	国道 256 号との交差点（飯田インター西）から市道松尾 188 号線及び市道県 362 号線との交差点（飯田市立病院）まで
	(イ) 国道 153 号	市道 2－104 高屋初崎線との交差点（高屋）から市道 2－63 高岡河原線との交差点（座光寺高岡）まで

別表 4

景観育成特定地区における広告物等に関する基準

I. 川路地区屋外広告物特別規制地域

1. 許可の基準

自己用の広告物等であること又は地上に設置する広告物等で複数の者が共同して表示し、設置し、若しくは改造する一の広告物等（以下「集合看板」という。）であることとし、次の（１）又は（２）の広告物等の区分に従い、当該（１）又は（２）に掲げる基準及び別表３（別表４に掲げる基準に相当するものを除く）に適合するものであることとする。

（１）自己用の広告物等の基準

（●は適用を示す）

行 為 の 基 準		中心市街地	沿道地域	周辺市街地	都市の田園	田園地域	山地・高原
ア. 広告物等の 形態意匠	（ウ）材 料 ・ 反射光のある素材は使用しないこと。 （エ）色 彩 【色 調】 ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色調とすること。 【色相・色数】 ・ 地色の色数を３以下とすること。（全体の面積の１０分の１以下の一の色（合計面積）を含まない） 【動光等】 ・ 動光、点滅、ネオン、照度及び色相等の変化をするものその他これらに類するものを避けること。			●	●		●
イ. 建築物又は 工作物を利用した 広告物等の規模等	（ア）屋上広告物 【本体の高さ】 ・ 建築物又は工作物からの高さ５メートル以下 （イ）壁面広告物 【表示面積】 ・ 合計面積が広告物等を表示する壁面の面積の１０分の２以下			●	●		●
ウ. 地上に設置 する広告物 等	【高さ】 ・ 地上からの高さ５メートル以下 【表示面積】 ・ 一面５平方メートル以下			●	●		●
エ. 広告物等の 面積	・ 広告物等の一面の面積は１０平方メートル以下 ・ 広告物等の面積（当該敷地における広告物等の表示面積の合計）は、２０平方メートル以下。ただし、三遠南信自動車道の両側各５００メートル以内で、三遠南信自動車道から展望できる区域にあっては、合計１０平方メートル以下			●	●		●

(2) 集合看板の基準

- ア 公益上又は地域振興のために市長が必要と認めるものであること。
- イ 三遠南信自動車道の両側各 500 メートル以内で、三遠南信自動車道から展望できる区域において表示し、又は設置するものでないこと。
- ウ その他市長が別に定める基準に適合すること。

Ⅱ. 竜丘景観育成特定地区

竜丘景観育成特定地区（竜丘地区全域）に係る行為の制限は次のとおりとする。

地域区分のうち、国道 151 号沿道の一部として指定する地域は、市道竜丘 109 号線との交差点から毛賀沢川までの間の両側各 30m の区域とする。

（●は適用を示す）

行 為 の 基 準		周 辺 市 街 地	都 市 の 田 園	国 道 151 号 沿 道 の 一 部	山 地 ・ 高 原
ア. 広告物等の 形態意匠	(ウ) 材 料 ・ 反射光のある素材は使用しないこと。	●	●	●	●
	(エ) 色 彩 【色 調】 ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色調とすること。	●	●	●	●
	【色相・色数】 ・ 地色の色数を 4 以下とすること。（全体の面積の 10 分の 1 以下の一の色（合計面積）を含まない） ・ 地色の色数を 3 以下とすること。（全体の面積の 10 分の 1 以下の一の色（合計面積）を含まない）	●	●	●	●
	【動光等】 ・ 動光、点滅、ネオン、照度及び色相等の変化をするものその他これらに類するものを避けること。	●	●	●	●
イ. 建築物又は 工作物を利用した 広告物等の規模等	(ア) 屋上広告物 【本体の高さ】 ・ 建築物又は工作物からの高さ 5 メートル以下	●	●	●	●
	(イ) 壁面広告物 【表示面積】 ・ 合計面積が広告物等を表示する壁面の面積の 10 分の 2 以下	●	●	●	●
ウ. 地上に設置 する広告物等	【高さ】 ・ 地上からの高さ 5 メートル以下、自己用の広告物以外のものにあつては 4 メートル以下	●	●	●	●
	【表示面積】 ・ 合計 10 平方メートル以下かつ一の広告物につき 5 平方メートル（一の広告物の最大見つけ面積による。以下同じ。）以下、自己用の広告物以外のものにあつては 8 平方メートル以下かつ一の広告物につき 4 平方メートル以下	●	●	●	●

エ. 広告物等の 面積	・ 広告物等の面積は、20 平方メートル以下かつ一の広告物につき 10 平方メートル以下、自己用の広告物等以外のものにあつては 8 平方メートル以下かつ一の広告物につき 4 平方メートル以下 ・ 広告物等の面積は、75 平方メートル以下かつ一の広告物につき 10 平方メートル以下、自己用の広告物等以外のものにあつては 8 平方メートル以下かつ一の広告物につき 4 平方メートル以下	●	●		●
----------------------------	---	---	---	--	---

Ⅲ. 都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域

1. 許可の基準

次の（１）又は（２）の広告物等の区分に従い、当該（１）又は（２）に掲げる基準及び別表３（別表４に掲げる基準に相当するものを除く）に適合するものであることとする。

都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域として指定する地域は、都市計画道路羽場大瀬木線（以下「羽場大瀬木線」という。）の用地若しくは羽場大瀬木線の建設予定地又は羽場大瀬木線に接続し、かつ、羽場大瀬木線から展望できる範囲の地域のうち、飯田市羽場町４丁目 2182 番 5 及び同所 2230 番 43 から飯田市北方の区域に接するまでの区間の両側 30 メートル以内の区域とする。

（１）自己用の広告物等の基準

（●は適用を示す）

行 為 の 基 準		周 辺 市 街 地
ウ. 地上に設置 する広告物 等	【高さ】 ・ 地上からの高さ 5 メートル以下。ただし、道路境界線から 5 メートル以上後退したものは 13 メートル以下。 【表示面積】 ・ 一面の面積は 3 平方メートル以下。ただし、道路境界線から 5 メートル以上後退したものは一面 25 平方メートル以下。	● ●
エ. 広告物等の 面積	・ 中央自動車道西宮線の両側各 500 メートル以内で、中央自動車道西宮線から展望できる区域にあっては、合計 10 平方メートル以下	●

（２）自己用の広告物等以外のものの基準

ア 1 面の表示面積は 1 平方メートル以下とすること。

イ 表示面積の合計（自己の敷地以外において広告物等を表示し、又は掲出する場合においては、50 メートル以内に同一の者が表示し、又は掲出する広告物等の表示面積及び掲出面積の合計とする。）は 2 平方メートル以下とすること。

ウ 地上に設置する広告物等は、地上からの高さを 2 メートル以下とすること。

エ 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置する広告物等は、飯田市屋外広告物条例施行規則第 3 条第 1 項に掲げるもの以外のものとすること。

オ 中央自動車道西宮線の両側各 500 メートル以内で、中央自動車道西宮線から展望できる区域において表示し、又は設置するものでないこと。

市道占用料条例施行規則

昭和49年3月25日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、市道占用料条例（昭和44年飯田市条例第69号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用許可申請)

第2条 市道を占用しようとする者（以下「占用者」という。）は、次の各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 新たに市道の占用許可を受けようとする場合

市道占用許可申請書（様式第1号）

(2) 新たに市道を掘さくしようとする場合

市道掘さく占用許可申請書（様式第2号）

(3) 許可を受けたものについて、さらに継続するための許可を受けようとする場合

市道占用許可更新申請書（様式第3号）

市道掘さく占用許可更新申請書（様式第4号）

2 前項第1号及び第2号の場合において工作物、物件又は施設を目的とするものについては次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

(1) 工事仕様書

(2) 工事の設計書

(3) 平面図及び縦・横断面図

(4) その他市長が指示する書類

第3条 前条第2項の規定により申請書を提出する場合において、当該市道が他人の所有地又は他人の建造物に接続するときは、所有地又は建造物の所有者の意見書を添付しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

(許可)

第4条 市長は第2条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、／市道／市道掘さく／占用許可書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

(占用者の変更申請)

第5条 許可を受けた占用者が占用期間中に特別な事情により第三者に対して当該占用を継承する必要があるときは、その理由を付して市長に届け出なければならない。

(標札の掲示)

第6条 占用者は、占用の許可を受けた日から1週間以内に当該占用地若しくは占用に伴い施行した工作物、物件又は施設の見やすい個所に市道占用標示板（様式第6号）を掲示しなければならない。ただし、掲示することが困難であると市長が認めたものについてはこの限りでない。

(占用の廃止又は中止)

第7条 占用者が占用の廃止又は中止をしたときは／市道／市道掘さく／占用廃止（中止）届（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(原状の回復)

第8条 占用者は、市道の占用期間が満了した場合又は市道の占用を廃止した場合において原状回復の措置を講じたときは原状回復届（様式第8号）を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

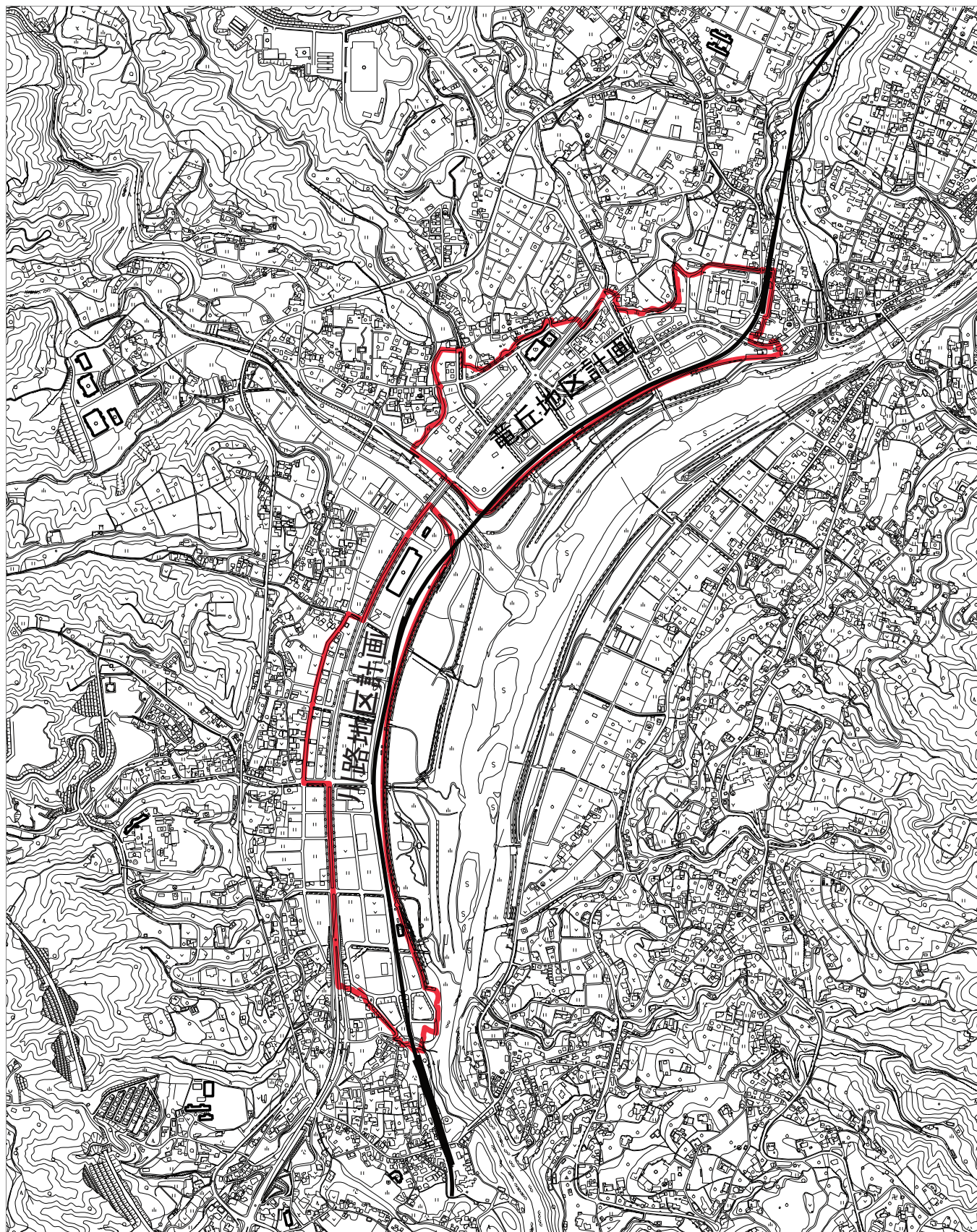
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(飯田市市道等占用規則の廃止)

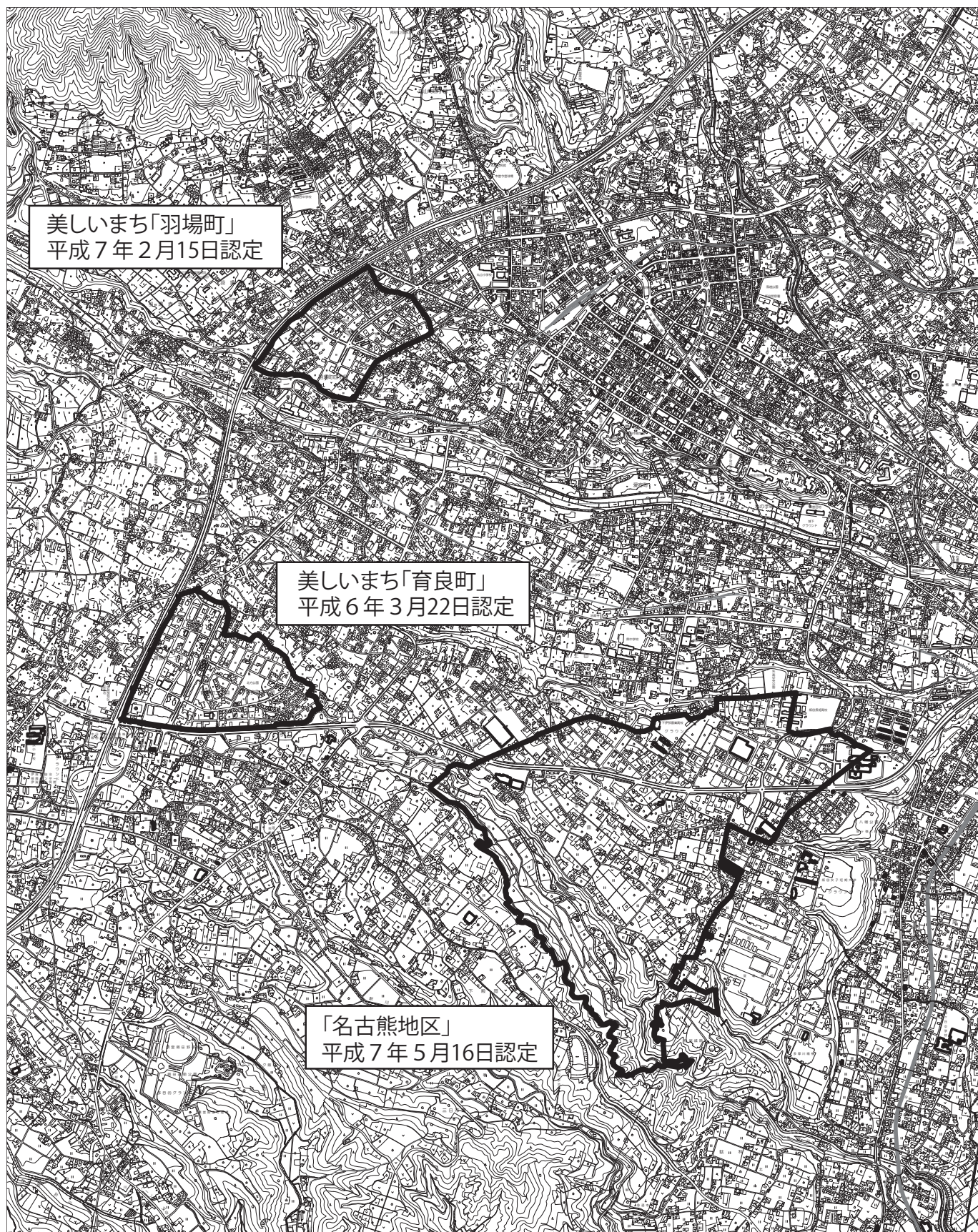
- 2 飯田市市道等占用規則（昭和35年規則第1号）は廃止する。
（経過措置）
- 3 この規則施行の際、現に占用の許可を受けている者はこの規則により許可を受けたものとみなす。
附 則（平成5年5月19日規則第27号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成11年5月20日規則第21号）
この規則は、平成11年6月1日から施行する。

地区計画位置図



この地図は飯田市が内部事務用に作成したもので、登記所に備付けの地図と同等の精度を有するものではありません。

景観育成住民協定の状況



0 1000m
1:25,000

地域、地区等の指定

(平成24年1月現在)

	飯田	座光寺	松尾	下久堅	上久堅	千代	龍江	竜丘	川路	三穂	山本	伊賀良	鼎	上郷	上村	南信濃
都市計画区域	○	○	○					○	○		○	○	○	○		
用途地域																
第一種低層住居専用地域	○											○	○	○		
第二種低層住居専用地域																
第一種中高層住居専用地域	○		○									○		○		
第二種中高層住居専用地域																
第一種住居地域	○		○					○				○	○	○		
第二種住居地域	○		○									○	○	○		
準住居地域	○															
近隣商業地域	○		○						○			○	○	○		
商業地域	○															
準工業地域	○		○					○	○			○	○	○		
工業地域	○		○					○								
工業専用地域			○					○								
白地地域(60/100、道路∠1.25、隣地∠1.25)	○	○	○					○	○		○	○	○	○		
(70/200、道路∠1.5、隣地∠1.25)時又								○								
(70/300、道路∠1.5、隣地∠2.5)天龍峡									○							
特別用途地区																
大規模集客施設制限地区	○		○					○	○			○	○	○		
工業専用地区			○													
特定用途制限地域																
山本地区店舗型性風俗特殊営業施設制限地域											○					
松尾地区子育て住環境保全地域			○													
地区計画																
川路地区計画									○							
竜丘地区計画								○								

※詳しくは、飯田市地域計画課にお問い合わせください。

